厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出及び検討に関する取扱

（趣旨）

第１　この取扱は、東久留米市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成３０年条例第４号）及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３８号。以下「基準省令」という。）第１３条第１８号の２に規定する厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付けた居宅サービス計画の届出（以下「届出対象の居宅サービス計画」という。）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１１５条の４８第１項及び介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）第１４０条の７２の２第２号の規定に基づき、市が行う届出対象の居宅サービス計画の検討について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２　この取扱における用語の定義は、介護保険法、介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号）、介護保険法施行規則、基準省令、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）等の例による。

（届出の対象等）

第３　届出対象の居宅サービス計画は、生活援助が中心である訪問介護であって、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成３０年厚生労働省告示第２１８号）に規定する回数以上の訪問介護を位置づけた居宅サービス計画とする。ただし、身体介護が中心である訪問介護の後に、引き続き生活援助が中心である訪問介護を居宅サービス計画に位置づけた場合は、当該訪問介護を回数に含めない。

２　月途中で要介護度が変更となった場合は、変更前後の回数を比較し、より回数の多い要介護度を基準とする。

（届出の方法等）

第４　介護支援専門員は、届出対象の居宅サービス計画を作成又は変更した場合は、次の各号に掲げる書類を東久留米市（以下「市」という。）に届け出ることとする。

1. 厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付けた居宅

サービス計画届出書

1. 基本情報
2. アセスメントの記録
3. 届出対象の居宅サービス計画（第１表～第７表）
4. 訪問介護計画書

２　届出にあたっては、届出対象の居宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更を除く。）した月（利用者の同意を得て居宅サービス計画を交付した月をいう。）の翌月の末日までに届け出ることとする。

（市による確認）

第５　市は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、第４の２項に規定する書類について、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を居宅サービス計画に位置付けた妥当性（以下「回数以上の訪問介護の妥当性」という。）を確認し、必要に応じて、届出対象の居宅サービス計画を作成した介護支援専門員（以下「担当介護支援専門員」という。）及び担当介護支援専門員の所属する介護支援事業所の管理者へ助言等を行う。

（サービス担当者会議による検討）

第６　市は、第５に規定する確認の結果、回数以上の訪問介護の妥当性を検討する必要があると判断した場合は、サービス担当者会議において、担当介護支援専門員とともに援助の方向性を含めて検討し、必要に応じて是正を促す。

２　担当介護支援専門員は、前項の内容を踏まえ、届出対象の居宅サービス計画を再検討し、市へ報告する。

（委任）

第７　この取扱に定めるもののほか、居宅サービス計画の届出及び検討について必要な事項は、介護福祉課長が別に定める。

　　　付　則

　この取扱は、平成３１年１月１６日から施行する。